

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 9 月 2 2 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 9 月 2 2 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 2 0 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 2 5 号 財産の取得について

《付託陳情》

- 陳情第 2 号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情
- 陳情第 3 号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情
- 陳情第 4 号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 七 巳
委員	林 一 哉	委員	嶋 田 茂 樹
委員	佐久間 茂 樹	委員	景 山 岩三郎
委員	伊 藤 房 代		

欠席委員（1名）

委員	木 内 欽 市
----	---------

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（２９名）

教 育 長	茅 田 哲 雄	税 務 課 長	佐 藤 一 則
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保 険 年 金 課 長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
病院事務部長	渡 辺 清 一	庶 務 課 長	加 瀬 寿 一
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院経理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鏑 木 友 孝
そ の 他 担 当 職 員	1 3 名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

木内委員におかれましては、所用のため遅刻するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

昨日の台風15号は大きな被害もなく過ぎましたが、震災復興はこれからです。皆さんは大変お忙しいところでありますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、感謝申し上げます。また、17日の中学校運動会には、お忙しい中、子どもたちへの激励をいただき、大変あ

りがとうございました。

3月11日の東日本大震災から6か月が経過し、市民生活の復旧・復興に向け、日々歩みを進めておるところでございますが、現状は目に見えるほどの効果を表すことがなかなかできていないことから、ご意見等をいただくこともある状況でございます。

これまでは有利な財源を活用すべく国の制度に従った事務手続きを進めており、それも現在では終了し、今後は社会基盤整備等の復旧が早急に進められるものと思っております。今後も職員一丸となって、復旧・復興に頑張ってまいりますので、議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日は付託されました議案第11号ほか6議案についてのご審議をいただきますが、答弁は簡潔明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号、工事請負契約の締結について、議案第21号、工事請負契約の締結について、議案第22号、工事請負契約の締結について、議案第25号、財産の取得についての7議案であります。

初めに、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課所管の補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書16ページをお開きいただきたいと思います。

10款4項1目社会教育総務費は、指定文化財への助成でありまして、本年10月2日に予定

されております、熊野神社式年神幸祭の実行委員会への補助金として100万円を計上するものでございます。

続いて、3目の市民会館費でございますが、旭市民会館3階のホール空調設備が老朽化により故障し、7月から利用不能となっているため、この補修をすべく142万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課所管の項目について、補足して説明させていただきます。

それでは、13ページをお開きください。

3款2項1目生活支援費の地域支え合い体制づくり事業でございますが、この事業につきましては、地域の高齢者や障害者への福祉サービスを提供する活動を支援するため、NPO法人等による新たな取り組みや地域活動の拠点となる施設、組織の整備に必要となる初度経費や日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要となる費用に対して助成するものでございます。

この事業は、県の補助対象事業でありまして、市町村が実施する事業、または知事が適当と認める団体が実施する事業に対しまして、市町村が補助する事業を対象としており、補助率は補助基準額の10割補助となっております。

今回、市内NPO法人2団体から当該事業に係る実施計画書が提出されましたので、今回計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について、補足して説明させていただきます。

補正の理由でございますが、東日本大震災の被災者に対しまして、介護保険料の減免と介護保険サービス利用者自己負担額の減免を行っておりますので、この減免に伴い、介護保険料に減収が見込まれるほか、保険給付費につきましても、利用者自己負担分に対する給付費が発生したため、減免相当額及び給付費の増加見込分を補正計上するものです。

なお、この減免措置に対しまして、国が財政援助措置することとしておりますので、介護保険災害臨時特例補助金の科目を新たに設け、補助見込額を計上いたしました。

それでは、補正予算書の7ページをお願いいたします。

1 項介護保険料の1 目第1 号被保険者保険料は、1 節現年度分特別徴収保険料を1,540万円、2 節現年度分普通徴収保険料を160万円それぞれ減額するものです。

減額の内容でございますが、特別徴収保険料の減免対象者は、全壊で237人、半壊が627人、計864人を見込みました。普通徴収保険料の減免対象者数ですが、全壊で29人、半壊60人、計89人を見込みました。減免対象者の合計は953人で、全壊266人、半壊687人分の減免相当額を見込んだものであります。

続きまして、2 項国庫補助金の3 目介護保険災害臨時特例補助金は、介護保険料の減免相当額と保険給付費等の増加見込額の合計3,400万円を見込みました。

それでは、8 ページをお願いいたします。

1 項介護サービス等諸費の1 目居宅介護サービス給付費に825万円、3 目施設介護サービス給付費に135万円を追加するものでありまして、これは3 月から5 月までの3 か月分の実績を勘案し、見込んだものでございます。

次に、1 項償還金及び還付金の3 目災害臨時特例支出金の科目を新たに設けまして、740万円を計上いたしました。これは施設を利用した場合の食費・居住費は保険給付費の対象となりませんので、全額自己負担の扱いとなっておりますが、これにつきましても国が財政援助措置することとしているため、施設を利用した場合の食費・居住費の支給に要する費用を

見込み計上したものであります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

最後の扶助費、諸支出金で食費・居住費等災害臨時特例支給金で740万円出ていますけれども、これは具体的にどういう格好で支給されるんですか。直接その被災者というような形なのか、あるいは何月何日の食事とか、具体的にどういう格好で支給されるのかちょっとお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいまの食費・居住費の支出の方法でございますが、これにつきましては、介護保険のサービス施設のほうから、これは連合会のほうへ経由して請求いたします。通常ですと、これは自己負担分ですので、施設のほうに直接支払うわけですが、今回、こういった減免適用を行うことによりまして、連合会のほうにこの請求を通し、審査をして連合会のほうへ市のほうで支払うような手続きをとっております。これはケアマネジャーがそれぞれ担当しておりまして、それぞれ担当の請求を整理して連合会のほうに請求するようなシステムと今回はしております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、初めに本日お渡ししましたこちらのほうの色刷りのほうですが、これは議案第25号のほうで説明をさせていただきますので、右上が20号になっておりますけれども、すみません、訂正方お願いいたします。こちらのほうの色のついている補足資料のほうでございますけれども、議案第25号ということで訂正のほうをお願いいたします。

それでは、議案第20号につきまして補足説明をさせていただきます。

本議案の契約関係につきましては、本会議におきまして財政課長より説明いたしておりますので、学校教育課より、（仮称）旭市第二学校給食センター工事の概要について補足して説明いたします。

お手元に参考資料を配付させていただきました。右上に議案第20号、学校教育課、5枚つづりになっている資料でございます。よろしいでしょうか。そちらに基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

一番上に、これは1ページでございますが、新センターのパース図、いわゆる設計の予想図でございます。2枚目に1階の平面図、3枚目に2階の平面図、4枚目に東、南側から見た立面図、5枚目に西、北側の立面図。このように参考資料をつけさせていただいております。こちらに基づきまして、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本事業につきましては、現在の第二、第三学校給食センターを統廃合いたしまして、学校給食衛生管理基準に適合した新たな学校給食センターを建設するものでございます。工事の予定につきましては、平成23年度から平成24年度の継続事業として新センターの供用開始につきましては、平成24年9月を予定しているところでございます。

建設場所につきましては、現在、海上中学校野球部の北側になります。

敷地面積は、5,314.8平方メートルでございます。

建物の概要でございますけれども、構造は鉄筋構造の一部2階建てになっております。1枚目をご覧くださいただけたらと思います。

2枚目のほうでございますが、建築面積のほうでございますけれども、1,789.84平方メートル、延べ面積で2,270.83平方メートルでございます。

工事の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、建設工事でございますけれども、工事の内容につきましては、給食センター本体及び外構工事が主なものとなっております。外構工事の主なものということで、構内の舗装、排水、駐車場整備、それから門柱、塀、フェンス等が主な内容でございます。

それから、21、22になってしまうんですけれども、電気工事のほうでございますけれども、工事の内容につきましては、変電設備、それから受変電設備、それから低圧幹線設備、通信幹線設備、電灯・動力設備、火災報知設備、構内の配電線路、それから通信線路等が主な内容です。

機械の工事のほうでございますけれども、工事の内容につきましては、空気調和・換気設備、自動制御設備、石油設備、給湯設備、消火設備、厨房機器の附属配管設備、あるいは排

水処理等設備等が主なものでございます。

それからあと、資料のほうでございますけれども、1階が先ほど申し上げましたように平面図になります。この施設の規模といたしましては、1日当たり最大処理能力で3,000食ということで考えております。

こちらに示しました図面が調理室内の平面図となりますが、非常に小さな字で、後ほどまた25号のほうでご説明を申し上げますけれども、このように非常に部屋が多いということでございますが、これは学校給食衛生管理基準により、2次感染の防止の観点から、こういった2枚目のような平面図で、非常に部屋数が多くなっているということで、部屋単位で区分すると。冷凍庫、冷蔵庫においても、食材用等と調理用を整備して、共有を避けることになっているため、このように部屋数が非常に多くなっているということでございます。

それからあと、食品の入荷口、受入口はその2枚目の図の左上のほうに、2か所ほどございまして、2か所からありまして、外の入り口にエアカーテンを取りつけて、外気とかあるいは害虫の侵入を防ぐ構造となっております。

調理の流れについてはまた後ほど25号で詳しくご説明を申し上げますけれども、左から右へ一直線で流れるようにということになっておりまして、基本的に食材の交差や後戻りはないようになっております。調理室については温度が25度以下、湿度80パーセント以下に保つために空調設備を設けております。そして、湿度、温度の管理を十分に行って、細菌等が繁殖しないような設計になっております。

調理室につきましては、2階まで吹き抜けとなっております。3枚目をご覧いただきたいと思えます。

こちらのほうが2階の平面図でございますけれども、いわゆる右のほうが吹き抜けになっておりまして、それで左のほうに食堂兼会議室を設けてあります。

そして、周りに通路がございまして、2階から、外部から来た見学者等が調理場を上から見えるようにというような構造となっております。

あと食缶や食器の配送については、直接外気に触れないようにドックシェルターというものを設置いたしまして、直接トラックの積みおろしを行う構造となっております。

一応、建物関係につきまして、補足説明を申し上げます。

以上で終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 先ほど申し上げました。特にございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 先ほど申し上げました。特にございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第25号につきまして補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、本会議において説明いたしましたが、補足して説明を申し上げます。

最初に資料のほうでございますけれども、先ほど申し上げました、こういった第25号を本日配らせていただきました。調理の大きな流れを書いたものでございます。先ほどの2枚目の平面図に、主な流れということで新たにつけ加えたものでございます。

もう一つ、（仮称）旭市第二学校給食センター厨房設備機器等一覧ということでつづったもの、9ページつづりになっているものでございます。こちらのほうが中に入る設備の一覧でございます。9ページのつづったものでございます。こちらの2つで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、センターのほうの、まず仕事の流れに沿って調理室内で使用する厨房設備の内容について、説明をさせていただきます。

まず、最初にこちらのほうの入り口、本日お配りしたもの、あるいは先ほどの2枚目のほ

うをご覧いただきたいと思います。

2枚目のほう、非常に字が小さくなっておりまして、なかなか見づらくて誠に申し訳ございません。そこに全部機器が一応出ているんですけれども、なかなかよく見えないものですから、まず、私のほうから大体の流れということでご説明をさせていただきたいと思います。

最初に食品の入荷口と検収、つまり検査の部分でございますけれども、入り口につきましては、そこに書いてありますように、入り口の①、②ということで、先ほど申し上げましたように、2か所設けてあります。入り口①につきましては、肉、米、魚を中心に、入り口②については野菜と果物と中心にということで予定しております。

それで、まず最初にそこで食材の受け渡しを行いまして、専用の容器に移し換えて、その検収室というところで検査を行います。それぞれ別々で検査を行います。その検収室で検品を終えた食材は、その辺にたくさん冷凍庫、冷蔵庫があるんですけれども、そういった冷凍、冷蔵庫に保管をいたしまして、右側のほうの流れ、下処理室1、2ということで、別のルートでそれぞれ下処理のほうに進んでいきます。

泥がついている野菜等は、ちょっと小さくて見えないんですけれども、全部検査室のところですべて泥を落とすようになっております。

そして、今度は下処理室のほうでございますけれども、これは上のほうが肉、米、魚等の下処理を行うところ、下のほうの下処理②が野菜、果物を処理するところでございますけれども、特に野菜、下処理のほうでは、ちょっと右にラインがあるんですけれども、6つほどラインが横にこうなっておりまして、ちょうど下処理の①のあたりから、②のあたりにかけて横にあるんですけれども、そこに6つのラインがございます。その6つのラインを並列に配置いたしまして、相互汚染防止と作業の効率を図った配置となっております。

また、野菜類の下処理につきましては4ラインありまして、同時に4種類の野菜の下処理が可能となっております。

この検査室の1と下処理室については、学校給食衛生管理基準に従いまして、いわゆる汚染室と非汚染室、つまり、汚れたものを扱うところと、それから汚れないものを扱うところと明確に分けられておりまして、検査室と下処理室については、そこがいわゆる汚れたものを扱うところになっております。食材のみを今度は調理室のほうに右へ移動すると、こうなっております。この調理室等につきましては、すべて汚染を防止すると、一切汚れを防止するというような形で食品のみが調理室②のほうに送られていく形になっております。

調理室のほうでございますけれども、まず、一番上のほうに長方形の部分がありまして、

米と書いてありますけれども、ここで全自式の連続炊飯器を使用いたしまして、炊飯と蒸らしとほぐしを自動で行います。能力といたしましては、1時間で約2,000人分の炊飯が可能になっております。

そして、その下にあります小さなところでいろいろと揚げ物とか、焼き物、蒸し調理を行うところでございます。

それからあと、画面の今度中央のほうの部分でございますけれども、この辺が調理室2になっておりますけれども、そこに上処理室というような字が小さく見えると思うんですけれども、そこで下処理の済んでいる野菜などを裁断する場所となっております。

それからあと、丸いものを調理室2のところに、丸いものが上から4つ、ちょっと離れて2つあります。これは330リットルの、上が4台になっております。ちょっと離れて400リットル2台、これは電気釜になっておりまして、電気釜が設置されます。4台の電気釜で約3,000食の調理が可能であり、下の2つの電気釜については、ソース作り等を行っていくと、このようになっております。

それからあと、和え物室が下のほうにありますが、ここでスチームコンベクションオープンということで、中心温度を測るオープンがございまして、それとボイル用の電気釜を設置して、食材別に使い分けます。この和え物室でございますけれども、いろいろと小さなものを書いてあって、よく見えないんですけれども、瞬間消毒機能を持った和え物釜を、ちょっと丸いものがありますけれども、そういったものを設置しております。和え物等に使用する食缶につきましては、冷却機能付きの消毒保管庫で使用前に冷却いたしますので、和え物等は冷えた状態で各学校まで配送されます。

それからあと、今度は右のほうに行きまして、洗浄の関係のほうなんですけれども、これは青いラインになっておりまして、下のほうからトラックで運んできまして、そこから真ん中辺で洗浄機がございまして、食品洗浄機、それからあと食缶洗浄機、コンテナ洗浄機ということで、それで、その洗う場所で洗浄していきます。

食器洗浄機のほうですけれども、これはかごと洗浄をするシステムでありまして、食器に一切触れる必要がないということで、非常に衛生的であります。洗浄後はそのまま上のほうに消毒庫、保管庫がありまして、そこで熱風消毒後、保管をします。

それからあと、食缶の洗浄機のほうでございますけれども、粉碎シンクというのがあります。そこでいわゆる全部水分を取って洗浄をいたしまして、そして食べ残しなどを細かく裁断して、その右のほうのごみのほうで、そこから廃棄処分として出していくと。このよ

うになっております。

あとコンテナ洗浄機のほうでございますけれども、その上のほうでございますけれども、空になったコンテナをキャタピラのコンベアの上に乗せるだけで自動的に投入、洗浄、すすぎ洗浄を行って、洗浄機の出入り口のほうに除滴装置、つまり滴を、水分を取る装置がありまして、送風によってコンテナに残る水滴の除去を行うと。

また、コンテナだけでなく、調理場内で使用する運搬台、移動調理台の洗浄も行えます。消毒保管につきましては、そこにありますように、食器は翌日行う食器をコンテナに積み込みまして、コンテナごと消毒保管をします。そして食缶につきましては、調理室に接続している消毒保管庫でそれぞれの消毒保管を行います。そして配缶時は、そのドアからパススルーということで、両面扉ということで、そういう形で外に出すようになっております。こういった形で、しっかり調理をする場所と洗浄をする場所がはっきり分けられております。

なお、先ほど申し上げましたように、汚れ物を扱う場所と一切汚れ物を扱わない場所ということで、先ほど申し上げましたように、検査をする場所、下処理室、洗う場所、ここがいわゆる汚れ物を扱う場所、それから、調理を行う場所と真ん中辺にありますコンテナからコンテナを出す部分、この辺が全部、一切、細菌、汚れを扱わないという場所ではっきり分けております。

あと事務室、左下でございます。その辺が事務室、あるいは男性更衣室ということで、なお、更衣室やトイレの前にはすべて滅菌ですか、消毒をする設備が整っておりまして、いわゆる衛生面を非常に重視したという形でつくられております。

なお、7ページにつづってありますこの各機器でございますけれども、先ほど申し上げましたそれぞれの部屋ごとにこれだけの機材といいますか、施設を設置しております。全部で191になろうかと思えます。191の設備をこの中に配置していくということでございます。

簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すばらしい給食センターができるということで、本当にうれしい限りなんですが、いちやもんをつける気はないんですけれども、ちょっと民間というか、素人考えで、これは24年の9月予定と言われましたよね。それで、厨房関係というのが搬入されるのはいつごろになりそうなんです。来年の3月までに入ってしまうんですか。

それと、要するにこの9月オープンという話は、外構とかいろいろあるんでしょうけれども、ひょっとしたら3月、4月くらいから入ってくるのかなと、厨房設備は。

それと、合計で11億5,000万円ぐらいですか、大ざっぱで。厨房設備だけで約2億5,000万円ですよ。新しく作るのに、古いものを使えとは言いませんけれども、今まであった給食センターでも、かなりもう古いんでしょうけれども、例えば近々に買った冷蔵庫とか何か、これは素人考えで申し訳ないんですけども、そうすると、厨房設備だけで2億5,000万円かかるわけですから、今まであったところにあったやつが全部使えなくなってしまうのか、搬入することができないのかなと、素人考えでちょっともったいないかなと。そっちはどうするのかと。それがちょっと気になったものですから、その辺のちょっと説明をしていたけると。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、厨房のほうでございますけれども、建設が先になりますけれども、今のところ、来年の4月、5月ぐらいに一応設置をしていくというふうな予定であります。

それからあと、今、ご質問がございました、中の施設備品といいますか、それについて、使えるものについては第一学校給食センターのほうへ持っていくということで考えております。ただ、新しいところにつきましては、1つのシステム的な部分で動いておりまして、昨年の学校給食の運営委員会のほうでもその辺はよく検討したということでございますので、なるべく無駄のないように、今、第一給食センターもございますし、実は今、給食センターは干潟の分が入っております、ちょっと多くなっているところもあるんですけども、なるべく無駄にしないように活用していきたいと、このように考えております。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課のほうより、介護保険サービス利用者自己負担額の減免期間の延長についてご報告させていただきます。

この東日本大震災の被災者に対する介護保険サービスの減免の取り扱いですが、去る7月の第2回定例会の所管事項報告において一度ご報告させていただきましたが、今回、期間を延長いたしましたので、改めてご説明させていただきます。

当初は、住宅の被害の程度が全壊の場合は平成23年8月31日まで、また、半壊の場合は平成23年5月31日まで、また、施設を利用した場合の食費及び居住費の自己負担分については、全壊、半壊とも23年5月31日までといたしておりましたが、サービス利用料の自己負担額につきましては、今回、全壊、半壊とも平成24年2月29日まで減免期間を延長することといたしました。

また、施設を利用した場合の食費及び居住費の自己負担分については、厚生労働大臣が定める日までの期間までと改めさせていただきました。

これにつきましては、国のほうで、当初8月31日ごろまでを指針として出ておりましたが、9月1日以降も継続するということで、期間のほうは明示されておられませんので、今回、食費、居住費については厚生労働大臣が定める日までとさせていただきます。

減免期間の延長につきましては、2月29日まで延長いたしますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝） それでは病院のほうから用意した資料をご説明させていただきます。A4判横の3枚組みでございます。こちらのほうになります。

こちらのほうでありますけれども、病院が現在行っております再整備事業につきまして、その改修工事の状況と今後のスケジュールをご報告させていただきます。

まず、1枚目でありますけれども、こちらのほうは改修工事の状況を示したものです。赤く色をつけました棟です。3か所ありますけれども、こちらのほうは現在工事中のところでありまして、1号館は主に6階部分を、それから、2号館と7号館は全面改修を行っております。それで、赤い字で改修後の診療科や病棟を示しております。

また、緑で示しました部分ですけれども、現在、仮に移転しているところでありまして、改修工事終了後には1号館、2号館に戻ります。1号館、2号館、7号館の改修工事は11月末の完成を目指しております。

それでは、2枚目のほうをお願いいたします。

こちらは改修工事、この後なんですけれども、3号館の改修工事、それから4号館の一部解体工事を来年の3月末まで行います。来年3月から8月末までは渡り廊下の増築工事を、それから、9月からは解体工事と外構工事を予定しております。

それでは、3枚目をお願いいたします。

3枚目は、ただいまの2枚目のスケジュールを図面で示したものです。23年度改修工を行う1、2、3、7号館のエリア、それから23年度、4号館の一部を先行解体するエリア、そして、この一部分、一部解体後に2号館から7号館までを渡り廊下を増築するエリア、そして、24年度に解体する4、5、6号館のエリアを示しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから資料はお配りしてございませんが、子育て支援課のほうから日の出保育所の災害復旧工事について、報告させていただきます。

災害復旧工事につきましては、建築土木工事と、それから給排水設備工事に分けて実施いたします。今回の工事は、建築土木工事でございますが、給排水設備工事は10月下旬に発注する予定であります。

分けて発注する理由といたしましては、当初設計業務では、屋内給排水設備は被害がないということで進めてまいりましたが、調査を実施したところ、地盤沈下により配管が破損していることが分かったために、追加によって設計業務を実施し、10月下旬に発注するとしたものです。

今回の建築土木工事につきましては、9月20日に入札した結果、契約候補業者は旭市ニの1469番地1、株式会社伊藤工務店で、請負金額は7,455万円、工期は平成24年3月25日までとしております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに所管事項の報告はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

次に、陳情の審査を行います。

子育て支援課以外は、退席してください。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（向後悦世） 去る9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第3号、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出

することを求める陳情、陳情第4号、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情の3件であります。

それでは、陳情第2号の審査に入ります。

子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情について、参考意見を述べさせていただきます。

子ども・子育て新システムは、子どもの育ち、それから子育て家庭を社会全体で支えるために、市町村が制度を実施し、国・県が支える仕組みとして構築されています。

国、県、市、それぞれの役割としては、市町村は子ども・子育てに関するニーズを把握し、給付事業の需要見込量、それから見込量確保のための方策等を盛り込んだ計画を策定し、この計画を基に給付事業を実施します。県は広域自治体として市町村を支援します。国は子ども・子育て包括交付金の交付と事業が円滑に運営されるような必要な措置を講じます。

給付の設計としては、1つとしては、すべての子ども・子育て家庭支援、いわゆる基礎給付として子ども手当・一時預かり事業、妊婦健診事業、乳幼児全戸訪問事業、そして市町村独自の事業ということが見込まれております。

2つとして、両立支援・保育・幼児・教育給付としては、幼保一体化のための給付や育児休業給付等、幼保一体化を含めた仕事と子育ての両立支援と、それから保育サービス、幼児教育を保障するために妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策、要するに放課後児童と言われる部分まで、切れ目のないサービスを提供する事業が見込まれております。

費用負担といたしましては、社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体、国、地方、事業主、個人等により必要な費用を負担するものとしております。

国は子ども・子育て包括交付金、仮称でございますけれども、そういった名称で市町村に対して必要な費用を包括的に交付すると。市町村は、国から交付された交付金によって、子ども・子育て特別会計を設置して、子ども・子育ての全施策を行うということにされております。

幼保一体化につきましては、幼稚園、保育所、それから現在、認定こども園の3種のものがございいますが、この垣根を取り払って、新たな指針に基づいて幼児教育と保育をともに提

供できるこども園に一本化しますということです。

こども園につきましては、学校法人、それから社会福祉法人、株式会社、NPO等の参入を可能とするということで国は考えております。

現在、旭市では19か所の保育所がございますが、公立保育所の入所率は88%、私立保育所は115%となっております、全体では95%の入所率です。これに対して私立幼稚園は、市内に4か所ございますが、入所率は56%となっております。

幼保一体化によって、旭市としては23か所のこども園が存在することが見込まれますが、現在、希望が増えている3歳未満児、とりわけ産休、育休明けのゼロ歳児、1歳児ということの途中入所が大変増えておりますけれども、そういったものについては入所しやすくなるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

林委員。

○委員（林 七巳） ちょっと参考までにお聞きしたいんですが、そういう方向に移った場合、今、旭市ではどのくらいの非正規職員がいるのか、それと、今、やっている保育士さん、それがそのままの今の免許でそれがやれるのか、この2点をお聞きします。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 現在、旭市には正規職員が101人おりまして、臨時職員さんもかなり多いんですけれども、正規職員というのは101人ということです。

非正規職員は50人。3分の1が非正規という形の流れになっております。これは全国的というか、千葉県下でもそういったところが多いようですが、それが決していいことではないと思いますが、そういった現状です。

それから、資格の件につきましては、新たな資格を設けるというふうに今、国は進んでおりますが、ただ、現在、保育士の資格、それから、幼稚園教諭の資格、2種類あって、今、最近入ってくる方はほとんど両方資格を持っていらっしゃるんですが、保育士だけの資格しかないという方も、旭市内で二・三名は公立保育所の中にいらっしゃるの、その方たちにはその幼稚園の資格も取って、将来の統一された資格に備えようよということで、保育所のほうには啓発しております。

基本的には今の職員はそのまま当面はいけるということです。

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、続いて陳情第3号の審査に入ります。

子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、陳情第3号に入ります。

公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情について、参考意見を述べさせていただきます。

平成16年度に実施された国の三位一体改革によって、公立保育所の建設やその運営に対する国・県の助成制度が廃止され、公立保育所に係る経費はすべて一般財源で賄うということになっております。ちなみに平成22年度決算における公立保育所費、人件費を含んだ経費といたしましては、8億3,400万円余り、保育料収入などを除いた5億7,000万円余りが一般財源となっております。

一方、私立保育所については、施設整備に県が2分の1を補助して、運営費についても国が2分の1、県が4分の1を負担しているという状況でございます。22年度の私立保育所6か所に対する国庫負担金としては、1億2,900万円、県負担金は6,400万円、合計4億2,300万円というふうになっております。

職員の配置状況につきましては、公立保育所、先ほど申し上げましたが、22年度では正規職員が101人、臨時職員50人の合計151人でございまして、3分の1が臨時職員ということになっております。これは千葉県下、全国的にも同じような状況となっているというふうに聞いております。

旭市には公立、私立、合わせて19か所の保育所がありますが、公立保育所の入所率は88%、私立は115%ということで、全体では95%の入所率ということで、待機児童はないということで判断をされております。

先ほども申し上げましたけれども、現在、国が進めようとしている子ども・子育て新システムは、市町村は事業計画を作って、それから、その事業計画を実施するために特別会計を作って、国は事業が円滑に運営されるように包括交付金を市町村に対して交付すると。市町村は交付金を基に市の一般財源と合わせて、子育てのすべての施策を実施していくという仕組みに変わっていくというふうに今は考えられております。

幼保一体化ということがスムーズにいくかどうか、大変今、微妙な話も出ておりますけれ

ども、幼稚園と保育所の壁を取り払うことによって、保育の量的拡大ができるというふうに考えられております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

林委員。

○委員（林 七巳） 正規職員と非正規職員の役割分担というか、仕事の内容。結局、非正規職員になりますと、責任がないわけですから、どういった仕事をしているのか。また、それをカバーするようにして、正規職員がどういうことを、その辺をちょっとお聞きいたします。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 林委員さんもよくご存じだと思いますが、実際に非正規職員は、正規職員の補助的役割をするのが本来の目的であるはずではありますが、現実、旭市については非正規職員であってもクラスを持っているという方も、すべてではないですが、何人かはいらっしゃいます。

ただ、その非正規職員と正規職員の仕事の差は全く、要するに現実的にはないということなので、その辺はいろんな議論がありますけれども、職員の体制をどうとるかというのは非常に難しい現状ではあります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） かなり難しい問題なんだろうと思うんですけど、今の公設の正規職員、それから非正規職員ですよね。職員の待遇、身分の保障ということから見れば、公設公営というのはいいんでしょうけれども、例えば自治体病院がそれぞれ破綻していったように、多くの自治体病院が破綻していったように、公設の保育所でもそういった問題が出てくると思うんですね。要は人件費の違い。公設公営、要するに公務員としての身分で採用すれば、通常民間の二・三倍の人件費になるわけで、全部それでやろうとすれば、要するに経営が成り立たなくなる。

だから、ある程度は、施設は公で建ててやって設備してあげて、運営は民間に任せよう。今、旭市でも公設民営が、こひつじ幼稚園とか、進んでいるわけですよね。

今、例えば3分の2が正規職員、非正規というのは公務員なのかどうなのか分からない。

待遇がきちっと公務員の身分は保障していないんでしょうし、それで、その中で特別会計という言葉がさっきも出てきましたけれども、どういうふうな特別会計を組もうとしているのか、ちょっとその辺を説明いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 国が今示している段階では、介護保険のイメージをとらえていただくと分かると思うんですが、要は一括で国がお金を上げますよ、その中ですべての事業をやりなさいと。そのやる中には、市町村が例えば一般財源を投入して、市単独の上乗せ給付も可能ですよという形で今、考えられています。

それで、特別会計そのものがどういうふうな、実際に25年に本当に動くのかどうかというのは大変微妙ではありますが、1つ考えていただければ、例えば介護保険だと介護サービスはすべて特別会計で出しますが、その、市が単独でやっている高齢者施策は、例えば一般会計から出しているということもあるんですね。今、現実。

ただ、この子育て新支援システムになったときには、そういったことまで含んで一つの会計で運営していくというふうな、今は考えられているようです。

先ほど言いましたけれども、その一番ベースになる基礎給付部分というのは、今やっている子ども手当であるとか、本当の通常保育所に入っていない子どもまで含んだすべての子どもに対するサービスをその基礎給付という部分でやりますから、そこがまさしく今、一番分かりやすいのは子ども手当、それから、誰でも利用できる保育所の一時預かり、それから、今、健康管理課がやっています、乳幼児の全戸訪問事業とか、とにかく子どもが生まれて、すべての子どもに平等にいろんなことをしなさいということがまず1つの基礎給付として、通常1階部分というふうな考えられますが、それがありまして、その上の上乗せ部分として、その保育所に関する経費、こども園、それから、今、保育所がやっている通常保育以外の特別保育事業をその2階建て部分のその給付をするよということで、それをトータルでひくくめた特別会計を設置するということになっています。

それで、職員というか、公設民営の話がちょっと出ましたけれども、干潟保育所が今、公設民営でやっております。

旭市は公立保育所が非常に、旧旭の地区にかなり多いので、旧旭市の時代から保育所は民営化というか、民間に委託しろよということでずっと進んできた経過がありまして、そういったこともあって、いずれは民間に行くんだからということで職員採用を大分控えてきて、結果として合併して、臨時職員さんがいっぱい増えてしまったという難しい状況もあります。

ので、ただ、その職員を採用していただくことは、本当は正規職員で回していれば一番いいんですが、それは難しくて、一挙に何十人もの保育士はなかなか採用できないということがありますから、今、うちのほうが少なくとも保育士については退職した分だけの補充はしてくださいよと。一般事務職は退職の3分の1とか2分の1とかと減らしていますけれども、有資格者である保育士については退職補充はしてくださいねということで人事担当のほうにはお話ししてしまして、ただ、将来的に公設民営でいくところが仮に出てきたときには、確かにその公務員の身分というのがなくなるというか、必要なくなる場合もありますので、極端な増やしはできないかなとは思っています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） まだ先ほどの話で特別会計という姿はまだちょっと私もよく見えませんですけども、要するに運営を民営化したならば、例えば干潟なら干潟でこひつじならこひつじで、きちっと会計報告してもらって、こちらで市のほうから出したお金、それだけで済む、要するに会計が楽になると思っていいですか。逆に公設公営であれば、職員が何人いろいろな経費等、公設公営のほうはあくまでも、要するに役所の会計、かなり施設ごとに、例えば滝郷診療所の施設勘定みたいに、単独でぱっとやれば分かりやすいんですけども、こひつじ、干潟、それぞれで会計をやって、交付金で出たものだけが出るんですよ、一般会計から。公設公営になると、一般会計の中でそれをまた特別会計のほうへ分けるわけですか。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） お答えになるかどうか分かりませんが、今、国が想定しているのは、今、保育所の入所というのは、市が入所を受け付けて、保育を公立の保育所でやるか、民間に委託するかということでやっています。ですから、入所は当然市に決定権があって、ただ、保育だけを委託しますよということで、例えば私立の保育園であれば委託した人数、年齢と人数に応じて運営費というものを交付しているわけですけども、今度、今、国がはっきりは分かりませんが、今、考えられているのは、保育の必要な度合いは市が決めなさいと、それで、必要な度合いを例えば、介護で想定していただくと分かるんですけども、介護度を決めます、必要な度合いを決めました、では自分は市内のどこの保育所に行こうかというのは、保護者が自由に選んでいただいて、そこへ直接契約でいきます。そうすると、直接契約ですから、その辺の保育料の支払いに関しても、市はお金を云々では

なくて、保育の必要度合いを決定するだけの権限を持つということになって、実際のやりとりは対個人と保育所という形になるというふうに、今の段階では考えられています。

ですから、若干ちょっと今お尋ねのお金の流れとは違うのかなというふうに思っています。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、続いて陳情第4号の審査に入ります。

子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書の提出に関する陳情について、参考意見を申し上げます。

平成21年12月15日に閣議決定された、地方分権改革推進計画の関係法律の整備については、地方自治体の条例整備が必要なものについては、平成24年4月1日が施行期日とされております。これによりまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、県条例に24年4月1日から委任されることとなりますが、これの保育所に関する主なものについて申し上げます。

現在、国が定める最低基準としては、2歳未満児の乳児室は1人につき1.65平米、ほふく室は3.3平米、2歳以上児の保育室または遊戯室は1.98平米、屋外遊戯場は3.3平米が基準とされております。

一方で、千葉県が保育所設置認可等の基準に関する指針として定めているのは、2歳未満児の乳児室・ほふく室合わせて4.95平米、2歳以上児の保育室・遊戯室合わせて3.0平米ということで、遊戯室単独の基準としては設けてございません。屋外遊技場としては、国と同じ3.3平米となっております。

保育士の人員の基準でございますが、これは国、県ともにゼロ歳児3人に保育士1人、1・2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4・5歳児は30人に1人という基準となっております。これらいろいろな基準がございますけれども、すべての基準において、旭市は独自に上乘せ基準として定めているものはございませんで、すべて千葉県基準のとおり実施しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 旭市は千葉県基準で今やっているというお話ですけども、旭市で現状の基準でやっていて、何か不都合等、あるいは父兄からいろいろ注文とかありますか。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 特に不都合はございませんし、保護者からもそういった苦情はいただいておりません。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 43 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情第2号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 確かにこの趣旨はいいものだとは思いますが、今の国、それから旭市の状況を見ますと、今のところスムーズに進んでいるということで、もう少しこのままの状態でいきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、陳情第2号の審査を終わります。

続いて、陳情第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今、林副委員長さんが言われましたけれども、私もこの3号に関しては、2号も3号も4号も同じようなあれかなと思っております。

○委員長（向後悦世） もう少し社会の動向と国の動向を見きわめてということで。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、陳情第3号の審査を終わります。

続いて、陳情第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 3号も4号も確かに趣旨はすばらしい趣旨ですが、今のところ、この旭市の状況を見ますと、今までのとおりもう少しこのまま見きわめていきたいと思います。

○委員長（向後悦世） ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、陳情第4号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（向後悦世）　以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時５０分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世